

令和5年度杉谷埋立地発生ガス検査業務委託
仕 様 書

久留米市環境部

令和5年度杉谷埋立地発生ガス検査業務委託

1. 検査目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)に従い、埋立地から発生するガスが周辺環境に影響を及ぼすことが無いよう、モニタリングすることを目的とする。

2. 検査項目及び検査方法

【ガス成分】

- ① 検知管法：一酸化炭素(ppm)、二酸化炭素(%)、アンモニア(ppm)、硫化水素(ppm)
- ② ガスクロマトグラフ法：メタン(%)
- ③ オルザット法：酸素(%)

【その他】

- ① 気象条件(天候、気圧、気温、湿度)
- ② 管内温度(°C)、管内流速(m/sec)、管内流量(m³/min)

3. 採取箇所及び試料採取日

- ・埋立地内に設置されているガス抜き管の内6箇所(別添図面参照)。
- ・検査は年間4回(6月、9月、12月、翌年3月)とし、試料採取日は市より指定する。

※試料採取日は予め市より指定するが、天候不良等により順延措置が生じる場合には、市と委託業者間で協議の上決定する

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

5. 報告書の提出

- ・検査終了後、その都度速やかに計量証明書等を作成し、提出すること。

6. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- ③ 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

7. 業務遂行上の遵守事項

- ① 業務の遂行に当たっては、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する成果品を提出しなければならない。
- ② 業務遂行上において、安全確保のために考えられる保護具等を装備、着用する。
- ③ 業務に関して知ることのできた秘密(個人情報を含む。)を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。
- ④ 本仕様書に明示されない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定する。